



父母が離婚した後もこどもの利益を確保することが大切です。
2026年4月1日から法改正により親権、養育費などの離婚後のルールが変わりました。
埼玉県ではひとり親世帯の親子が安心して生活できるために相談窓口を開設しました。

共同親権になると
何が変わるの？



養育費を貰っていないけど
法定養育費って？

心配なこと、不安なことがあればご相談ください。

共同親権等相談窓口

対象

埼玉県内在住のひとり親世帯(*政令市、中核市除く)
*さいたま市、川越市・越谷市・川口市
相談費用は無料

申込方法

2次元コードを読み取り
申し込みください。



養育費確保支援

対象

埼玉県内町村在住のひとり親(要件あり ※裏面参照)

支援内容

- ①養育費の差押えに関する弁護士相談費用補助
(5,000円(上限額)×3回まで)
- ②養育費の強制執行に要する経費補助
(1人 上限150,000円)

申込方法

2次元コードを読み取り申し込み
ください(補助決定には審査があります)。



問合せ先

公益財団法人 埼玉県ひとり親福祉連合会(かるがもの会)

電話: 相談専用ダイヤル

☎048-824-4330

Email: info@saiboren.or.jp

事業主体

公益財団法人 埼玉県ひとり親福祉連合会(かるがもの会)

HPはこちら



埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」
彩の国 埼玉県

共同親権等相談の流れ



- 相談は弁護士(対面)相談と相談員(電話・メール)相談があります。
※相談員相談から必要に応じて弁護士相談につなげます。

- 相談を希望される方は2次元コードを読み取りフォームからお申込ください。

相談方法を選択

① 弁護士(対面)による相談 (1時間以内)

- ・希望日時をフォームに記入
- ・申込み後、予約時間に実施

② 電話による相談 (30分程度)

- ・希望日時をフォームに記入
- ・申込み後、予約時間に
「電話相談ダイヤル」へ電話

受付時間:
平日(月～金) 10:00～16:00

③ メールによる相談

- ・フォームにご入力いただいたメールアドレス宛にご返信します。

養育費確保支援

対 象 埼玉県内町村在住のひとり親であり、次の要件をすべて満たす方

- ①養育費の差押え等の手続費用を自己負担していること
- ②養育費の取決め対象となる児童を現に扶養していること
- ③過去に同様の事業を利用していないこと

支援内容 ①養育費の差押えに関する弁護士相談費用補助(5,000円(上限額)×3回まで)
補助対象経費:相談料のみで、着手金や報酬金は含まない。

- ②養育費の強制執行に要する経費補助(1人 上限150,000円)
補助対象経費:未払い養育費強制執行申立に要する弁護士等委任費用(着手金)
強制執行申立に要する収入印紙代
裁判所に提出する戸籍謄本添付書類取得費用
裁判所に書類を提出する際に要する費用
その他(制執行申立に要する費用)